令和2年3月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和 2 年 3 月 27 日 (金) 開会 16 時 05 分

閉会 17 時 12 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二

教育委員 福島 知克 教育委員

小野 和枝 教育委員

山本 隆正 教育委員

川崎 栄一 教育委員

議事録署名委員 福島 知克 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長

末田 信也 次長兼教育政策課長

北村 俊雄 学校教育課長

三宅 達也 社会教育課長

花木 敏寿 スポーツ健康課長

藤田 一樹 教育政策課参事

志賀 貴代美 学校教育課参事

利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長

森本 悦子 社会教育課参事

塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事

加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐兼教育政策係長 縄田 早苗 教育政策課課長補佐兼社会教育主事

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について

第2 別府市教育部事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正について【議第19号】

- 第3 別府市教育委員会公印規則の一部改正について【議第20号】
- 第4 別府市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について

【議第 21 号】

- 第5 別府市立学校運営協議会規則の一部改正について【議第22号】
- 第6 別府市学齢児童、生徒就学援助規則の一部改正について【議第23号】
- 第7 別府市立幼稚園職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正 について【議第24号】
- 第8 別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則の一部改正について【議第25号】
- 第9 別府市社会教育指導員設置規則を廃止する規則の制定について

【議第 26 号】

第10 別府市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定に

ついて【議第27号】

- 第11 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について【議第28号】
- 第12 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について

【議第 29 号】

報告事項 (1) 別府市立学校等の教職員の在校等時間の上限等に関する方針について【報告第3号】

- (2) 別府市地域学校協働活動の調査研究報告について【報告第4号】
- (3) 別府市新図書館等整備基本計画について【報告第5号】
- (4) 令和2年第1回市議会定例会について【報告第6号】

その他 (1) 4月定例教育委員会の開催日程について

議事録

◎開会

寺岡教育長 ただいまより令和2年3月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は福島委員さんにお願いいたします。

◎ 別府市教育部事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事日程第2、議第19号 別府市教育部事務分掌規則の一部を 改正する規則の一部改正についてでございます。この件につきまして説明 をお願いいたします。

次長兼育政策 1 ページをお開きください。議第 19 号につきましては、規定により議決を を求めるものでございます。

2ページでございます。別府市教育部事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正でございます。これは、4月1日に組織機構改革が予定されておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、機構改革の実施を延期することに伴いまして、規則を改正しようとするものでございます。なお、組織機構改革の実施時期につきましては、現在のところ未定で、状況を見て実施する予定でございます。以上が、別府市教育部事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正についての説明でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第19 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 19 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市教育委員会公印規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第20号 別府市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

総輸売が手議第 20 号は、別府市教育委員会公印規則の一部改正について、規定により議決を求めるものでございます。

それでは9ページをご覧ください。機構改革により、別表第1「別府市総合教育センター所長之印」を「別府市教育相談センター所長之印」に改めるものでございます。この規則は、別府市総合教育センターの設置及び管理に関する規則の一部を改正する条例の施行の日から施行する予定でございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第20 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 20 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第21号 別府市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼育政策課 それでは 13 ページをお願いいたします。議第 21 号につきましては、規定 により議決を求めるものでございます。

14ページをご覧ください。一番下の改正理由にありますように、今回の規則の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が定められたことに伴い、規則を改正しようとするものでございます。15ページにあります規則の第25条の中に、アンダーラインを引いてありますとおり、新たに会計年度任用職員という言葉を追加いたしました。以上、別府市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則の説明でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第21 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 21 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市立学校運営協議会規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第22号 別府市立学校運営協議会規則の一部改正 についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼育政策課長 それでは 16 ページをお願いたします。議第 22 号につきましては、規定に より議決を求めるものでございます。

17ページをご覧ください。改正理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。こちらについても、会計年度任用職員制度の創設に伴うものでございます。これによりまして、別府市立学校運営協議会規則が引用する条項に移動が生じたため、規則を改めるものでございます。以上、別府市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則の説明でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第22 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 22 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市学齢児童、生徒就学援助規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第23号 別府学齢児童、生徒就学援助規則の一部 改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

学校教育課長 議第23号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。 20ページをご覧ください。文部科学省が令和元年度から、要保護児童生徒 援助費補助金対象に、卒業アルバム代を追加したことにより、別府市教育委員会においても、就学援助対象になる経費に卒業アルバム代を加えることとし、規則を改正しようとするものでございます。

22 ページをご覧ください。第3条第1項の表に、卒業アルバム代の項を追加し、第7条第1号の中に卒業アルバム代を加えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第23 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 23 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市立幼稚園職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第7、議第24号 別府市立幼稚園職員の管理職手当の支給 に関する規則の一部改正についてでございます。この件につきまして説明 をお願いいたします。

次長兼育政策課 それでは 24 ページをお開きください。議第 24 号につきましては、規定に より議決を求めるものでございます。

25ページをお願いいたします。改正理由でございますが、別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例によりまして、別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部が改正されましたので、その部分の条項の改正をするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第24 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 24 号は原案のとおり決定いたしました。

- ◎ 別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について
- **寺岡教育長** 次に議事日程第8、議第25号 別府市総合教育センターの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正についてでござ います。この件につきまして説明をお願いいたします。
- **総輸売・25** 号は、別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について、規定により議決を求めるものでございます。

31ページをご覧ください。新旧対照表の右下です。機構改革の延期により、規則中、施行の日を、別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日に改めるものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第25 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 25 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市社会教育指導員設置規則を廃止する規則の制定について

- **寺岡教育長** 次に議事日程第9、議第26号 別府市社会教育指導員設置規則を廃止する規則の制定についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。
- **社会教育課長** 33 ページをご覧ください。議第 26 号につきましては、規定により議決を 求めるものでございます。

34ページをお開きください。社会教育指導員は、おじかに2名、サザンクロスに2名、人権啓発センターに1名の計5名が、非常勤特別職として配置されておりますが、令和2年度の会計年度任用職員制度の開始に伴いまして、別府市社会教育指導員設置規則を廃止しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。 福島委員 これは職員になるんですか。

社会教育課長 非常勤特別職が、新しい制度により移行するということで、社会教育指導員も会計年度任用職員になります。

寺岡教育長 その他はよろしいですか。では他に質疑等もないようでございますので、 以上で質疑を打ち切り、議第 26 号は原案のとおり決定することにご異議 ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 26 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第 10、議第 27 号 別府市スポーツ推進員に関する規則等を 廃止する規則の制定についてでございます。この件につきまして説明をお 願いいたします。

スポーツ健康課長 35 ページをお願いいたします。議第 27 号につきましては、規定により議 決を求めるものでございます。

36、37ページをお願いいたします。「(1)スポーツ推進委員に関する規則」から「(17)別府市営実相寺パークゴルフ場管理規則」までの17件につきままして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定にに基づき、スポーツに関することを市長が管理し、及び執行することに伴い、規則を廃止しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

福島委員スポーツ推進委員は今何人くらいいるんですか。これを廃止するんですか。

スポーツ健康課長 推進委員は定数 40 名で、現在 39 名です。内訳としましては、学識経験者 2 名、女性代表が 5 名、各地区から代表が 1 地区 2 名ずつ 32 名となって おります。これを今回、市長部局に移管します。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 27 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 27 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 11、議第 28 号 別府市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 38 ページをお開きください。議第 28 号は規定により議決を求めるもので ございます。

令和2年4月1日より、別府市文化財保護審議会委員をお願いした方10名を掲載しております。まず植物が小田毅氏、地域近代史が外山健一氏、温泉地質が由佐悠紀氏、植生が藤内広三氏、動物が堀英樹氏、考古学・文化財が清水宗昭氏、伝統産業・郷土史が恒松栖氏、彫刻・工芸が渡辺文雄氏、民俗が段上達雄氏でございます。全て本年度からの再任ということでお願いしたいと思っております。次のページに、それぞれの委員の皆様の経歴を掲載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第12 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 28 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について

寺岡教育長 それでは議事日程第12、議第29号 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金 交付要綱の廃止についてでございます。この件につきまして説明をお願い いたします。

学校教育課長 議第 29 号は、規定により議決を求めるものでございます。

41ページをご覧ください。令和元年度から、幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、私立幼稚園就園奨励費に係る本要綱を廃止しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

> 特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第29 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 29 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 報告事項(1)

寺岡教育長 次に報告第3号、別府市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

学校教育課長 別府市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針につきましてご報告いたします。

44ページをご覧ください。令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、各教育委員会においては、所管する市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めることが求められています。このことに基づき、別府市におきましても、私立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるものでございます。

45ページをご覧ください。上限時間の原則としましては、1か月の時間外在校等時間を 45 時間以内、1年間の時間外在校等時間は 360 時間以内としています。なお、特例的な扱いとしましては、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合については、1か月の時間外在校等時間は 100 時間未満、1年間の時間外在校等時間は 720 時間以内といったことを定めています。

また、教育委員会及び学校の管理職の責務につきましては、教育職員が在校している時間は、出退勤管理システムにより客観的に計測することや、教育職員の健康及び福祉を確保するために、時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること等を定めております。

なお、この方針は、令和2年4月1日から適用となっております。以上で ございます。

寺岡教育長 ただいま報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。

- 川崎委員 教育職員の時間外勤務の方針を定めるということは、世の中の流れの中ではそうなるんですけど、それを規制するために、教育職員がやっている仕事の見直しをしたりということを十分に行った上でこのように決まるのであればいいのですが、その辺はどうでしょうか。
- **学校教育課長** 別府市におきましては、業務改善計画というものを昨年度策定いたしまして、それに基づいて、会議の削減、部活動指導員の配置、スクールサポートスタッフ、教職員を支援するスタッフの配置等を行ってきました。まだ十分な成果を得られてはいませんが、更に改善を進めていく予定でございます。
- 川崎委員 今回GIGAスクールとか新しい業務が入ってくる中で、負担も増えてくると思うので、その辺をいかに緩和するかということを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 山本委員市立学校の教育職員の範囲というのは、管理職の方も入ってくるんですか。
- 学校教育課長 対象者につきましては、管理職も含め、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、 養護教諭、栄養教諭、そういった職員も含まれます。
- 山本委員 これを管理するのは誰になるんですか。
- 学校教育課長 まず職員の管理監督は、学校の管理職、校長、教頭が中心となって職員の 業務等を管理することになります。今年度、勤怠管理システムを学校に導 入しましたので、それを基に在校等時間については、これまでと違って、 正確に捉えることが可能になります。教育委員会にもその情報を上げても らうようになっておりますので、その状況を見て、必要な支援等を今後考 えていくことになると思います。
- 川崎委員 1か月に1回まとめて申請するような人が出てきて、管理職が把握できない状態になることもあるので、毎日きちんとデータを入れるということを徹底して、管理職が毎日、あるいは週に1回は確認して、オーバーしないようにコントロールをするという仕組みを作ることも必要だと思います。ぜひバックアップのほうもよろしくお願いいたします。
- **寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございま すので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項(2)

寺岡教育長 次に報告第4号、別府市地域学校協働活動の調査研究報告についてでござ

います。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 47 ページをお願いいたします。報告第4号、別府市地域学校協働活動の調査研究報告についてご説明いたします。

お手元に水色の表紙の冊子があると思います。「子どもと大人が共に学び合い地域をつくる地域学校協働活動の活性化にむけて一別府市地域学校協働活動の調査研究報告ー」が3月24日に社会教育委員の会から教育委員会に提出されました。本報告書は社会教育委員の会が、平成30年度、令和元年度の2か年にわたりまして、地域学校協働活動の活性化について調査研究を行ったものでございます。

5ページをお開きください。今回の調査では、まず②にありますように、市内の7小学校4中学校の学校運営協議会委員や、③の公民館コーディネーターに聞き取り調査を行っております。6ページをお開きください。学校運営協議会委員の意見では、コーディネーターは地域のことが分かる人を任用してほしい。また、他の市町村で各学校にコーディネーターがいるところがあり、別府市でも検討してはどうか。CS(コミュニティ・スクール)が周知されていない。自治会との連携ができていないなどの意見がございました。

7ページのコーディネーターの意見としては、月2回程度学校支援活動や子ども教室のチラシ配布のために学校に入っている。学校運営協議会の会議にオブザーバーとしてでもよいので参加させてほしい。それから、コーディネーターはいらないと言われる学校もある。放課後子ども広場など、月2日の取組で、児童の居場所づくりと言っても本当の居場所は確保できていない。職業体験受け入れ先として、自衛隊、警察などに依頼する際、なぜ公民館が入るのかと不審がられる。行く前に学校からきちんと事前連絡してもらうといいのではないか。などの意見がありまして、学校と地域、学校と公民館コーディネーターの連携が必ずしも上手くいっていないことが伺えました。

11ページをお開きください。特徴的・先進的な取組事例検討といたしまして、奈良県奈良市から富雄中学校統括コーディネーターを招き、講演をしていただきました。13ページから15ページに参加者のアンケートを掲載しておりますが、別府でも長期的に継続してくれるコーディネーターが配置されることが望ましいと感じた等の感想が寄せられました。さらに、15ページにありますように、山口県光市浅江中学校に視察に行きまして、浅江中学校のCSが、子どもたちのためだけではなく、地域の方たちの生きがいややりがいになっている。双方の相乗効果があることを知ることができたなど、参加した社会教育委員の感想がありました。

以上のことから 18 ページですが、「4 これからの地域学校協働活動の活性化にむけて」以降に、コーディネーターの必要性や求められる役割を記載しております。19 ページの③に記載されておりますように、学校や地域住民、企業団体等との関係性の構築など、13 項目が挙げられております。また④のコーディネーターの配置につきましては、全小中学校に配置し、これらのコーディネーターを統括するコーディネーターを中学校に配置すること。学校配置が望ましいが、地域性を考慮し、公民館に配置するな

ど柔軟な対応も必要であること。また、コーディネーターは、学校や地域 からの信頼が厚い人物が選定されることが望ましいなどの意見がござい ました。

来年度、本市では教育魅力化事業のモデル事業といたしまして、中学校区に統括コーディネーターを1名配置いたしまして、小学校にそれぞれ協育コーディネーターを地域より委嘱いたしますが、本調査研究報告を有効に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項(3)

寺岡教育長 次に報告第5号、新図書館等整備基本計画についてでございます。この件 につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課参事 資料 48 ページをお開きください。報告第5号でございます。

去る3月25日、別府市新図書館等基本計画策定委員会におきまして、1年間の協議の結果を取りまとめた基本計画を紹介いたしました。その計画の中身をご報告させていただきます。A3両面の概要版を基にご説明させていただきます。

計画そのものは第 11 章からなる計画でございます。第 7 章以降は、報告が主となっておりますので、この概要版には第 1 章から第 6 章までを掲載しております。

まず第1章です。別府市における新図書館の役割ということで、第4次総合計画から抜粋した都市政策課題を基に、本市における新図書館の役割を、教育、健康福祉、産業、アート、まちづくりという5分野によって論述いたしました。

次の第2、新図書館の理念についてというところです。基本理念の下に5つの指針、これは委員の皆様から出された意見を基に、5つのカテゴリーに分けております。それらを総括する基本理念を「ひとりひとりの暮らしを創造のよりどころへ」というところで定めました。この基本理念について、若干説明をさせていただきたいのですが、まず、「ひとりひとりの」というところは、別府市の持つ多様性、図書館というところは本来誰でも来れるわけです。それに加えて多様性、ダイバーシティ、全てを受け入れる別府市の特色を「ひとりひとりの」というふうにひらがなの文字で表現いたしました。次の「暮らし」というところです。日常の営み、市民の生活、それから図書館本来が持つ普遍的な守るべきもの、それを「暮らし」というワードにいれております。次の「創造」という漢字ですが、これは、ひとづくり・まちづくり、それから起業・創業などの新たなチャレンジングに対する新しい取組というところを「創造」としております。「よりどころ」

というところは、これも委員会の中で度々出たキーワードのひとつではあるんですけど、図書館に本を借りに来るという目的がなくても、ただ立ち寄れるという場所で「よりどころ」というワードを入れました。そして、我々が一番大事にしたいところは、最後のひらがな1文字「へ」なんですけれども、これは公共施設、建った時から鎮座するものではなくて、建ってもなお、新たな問いを問いかけ続け、前向きにというか次なる目的に向かって実践し続ける、向かい続けるという姿勢を表したものが「へ」でございます。新図書館の理念については以上です。

第3章は、新図書館等のサービス目標というところで整理をしました。四角が3つ並んでおりますが、左端が今の図書館で既に行われているサービス、それを強化して新しい図書館において図書館本来のサービスを強化するというものが真ん中になります。そして、一番右端は民間の事業者も含めた新しい機能・サービスというところです。先程の総合教育会議でもありましたように、クリエイティブ教育でありますとかスティーム教育でありますとか、今はまだ学校現場ではなかなか成し得ていないようなものをもう少し拡充する場所として図書館という役割もあるのではないかというところをサービス目標として掲げています。下の段に、蔵書計画、年間来館者数など数値で表しています。蔵書につきましては、将来的に約30万冊程度というところで、スペースを設けたいと思っています。開館と同時に30万冊ということではありませんので、そこはご承知おきください。年間来館者数ですが、平成30年度時点で約14万3千人というところで、今後、約50万人を目指すという目標を書いております。

裏面に移ります。第4章は、新図書館等の建設計画でございます。建設予 定地はご存じのとおり、西側の別府公園文化ゾーンですけれども、建設規 模と建設費を四角の中に書きました。昨年度の整備構想の時点では、建設 規模約5千平米程度としておりましたが、先程申し上げました図書館のサ ービス機能、これらをすべて試算して積み上げていきますと、若干オーバ ーするなというところで、5,150 平米程度とお示しをしました。建設費に つきましても、当初整備構想の時点では、約20億という建設費だったん ですけども、オリンピックなどの需要がありまして、坪単価が1年前より はるかに高騰しております。それらを加味した上で、建設費を約25.6億 円、図書購入費・什器備品費を約10億円、総事業費35.6億円ということ で試算しています。駐車場と駐輪場についてです。駐車場の台数について なんですが、225 台と試算をしています。これは年間約50万人という目標 値に対して、1日当たりの人数、それから1時間当たりの人数を算出しま して、日曜日・休日における一番ピークのとき大体225台ぐらい、という ことで算出をしました。それから、現在の建設予定地が周辺の民間施設の 臨時駐車場として使われていることを考え、図書館の中に同じ台数のもの を増やすという考えではなくて、周辺の文化施設、公共施設の持っている 駐車場すべてを足し合わせると、約1,300台程度あります。この駐車場を、 周辺の施設とともに計画的に相互利用していくという考え方を示しまし た。

次に第5章、管理・運営の基本方針というところです。図書館サービス部 門、それから民間企業を入れた連携機能部門、それを横断的につなぐマネ ジメント部門という3つの部門に分けまして、図書館サービス部門は行政が主体的にマネジメントする、そして連携機能部門は、民間事業者がより効果的に施設の魅力を発揮できるのではないかということころで、民間事業者に委ねることも検討します。それらをつなぐマネジメント部門は、公民連携の組織を想定しています。

最後に第6章です。事業スキームと収支の想定についてなんですけども、 維持管理費、人件費、光熱水費などを含めた維持管理費が年間で約2億円。 これまでの公共施設の収支、スキームの中では、あまり語られていなかっ た施設整備費ですね、イニシャルコストを減価償却費で割って、単年度の 負担を1.8億円というふうに算定しております。これは建物の減価償却約 34年、それから什器備品は約10年で減価償却したとして計算をしており ます。事業手法については、4種類の事業手法を定量的、定性的な評価を しまして、公共サービスの向上であるとか、民間が参画しやすいか、とい うようなことも評価の視点に入れ、最終的に設計・運営連携方式を取ろう としております。これは、今までに日本国内でもあまり事例がないんです けれども、運営者の意向を設計に反映させる、そのために運営の計画と設 計を、来年度一緒に動かしていくという方式になります。右下のスケジュ ールのところを見ていただくと、建設と運営というふうに2段構えにして おります。基本設計、実施設計の間に、要はハード、建物の設計と、ソフ ト、運営計画の設計を一緒にしていくということです。最終的には令和5 年度の開館を目指して、来年度以降粛々と業務を進めてまいりたいと考え ております。以上でございます。

- **寺岡教育長** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、 何かございましたらお願いいたします。
- 川崎委員 事業手法のところで、通常運営と設計工事が一体となるPFI方式という のが、大分市のほうでもどんどん進められているんですけど、PFIでは なくて、今回設計・運営連携方式にした理由というのはあるんでしょうか。
- **社会教育課参事** PFI 方式というのは、確かにいろんなメリットがあるかと思うんですが、 一方で、期間がかなり長期になるということと、PFI 方式になりますと、 公募段階での性能発注やコンソーシアムの組成、民間資金の調達が難しい という課題があります。
- 川崎委員 運営事業者もやっぱり地元の運営事業者の方に手を挙げてもらおうという、そういう考え方なんですか。
- **教育部長** 今回、管理・運営の基本方針のところにかいてあるように、特に図書館部分においては行政が主体的に関わっていこうという、そういうスキームを考えておりますので、PFI方式によって、運営をすべて民間に委託するといったような形は考えておりません。そういう部分も含めて、今回は設計・運営連携方式ということにいたしました。運営を考えた設計というのがなかなか反映できない、そこをどうやってクリアしようかというところ

で、今回は、建物の設計と運営の設計を同時にやっていこうということです。設計・運営連携方式というのは非常に珍しいものになると思います。 併せて管理・運営も、行政が主体的な部分と民間の活力を使う部分と、その両方をつなぐ公民連携組織というものを目指していくということでございます。

- **福島委員** 別府公園とつながる新図書館という絵がありますけども、松でなくて違う 木が植わっていますけど、あれは全部切り倒すんですか。
- 社会教育課参事 現在クロマツとヒマラヤスギが植わっていると聞いております。クロマツが都市部で植わっている公園がなかなかないということで、別府公園は名園百選にも選ばれているということで、松の木につきましては、極力伐採をしない。ただですね、伐採をするかしないかという All or Nothing の選択ではなくて、今ちょっと試験的に移植ということもやっておりまして、その移植の松は、元気に成長を続けているということですので、松の移植は難しいとは聞いているのですが、移植という方法もひとつ視野に入れては、というふうに公園緑地課から聞いております。
- **福島委員** 移植はできないんじゃないかな。材木にもならない木なんですよ。ただ切るのはもったいないと思って。
- **教育部長** 今回、別府公園とつながるというコンセプトなので、極力松は切らずにということではあるんですけども、今後、来年度に設計していく中で、その配置計画によっては一定程度伐採の必要もあるのではないかと想定はしていますけど、極力緑は生かすという方向で考えていきたいと思います。
- **小野委員** 駐車場なんですが、これは有料なんですか。
- **社会教育課参事** 有料にするか無料にするか、そこまでは議論になっておりません。
- 山本委員 場所はどこに決まっているんですか。
- **社会教育課参事** 市役所西側に別府公園北駐車場、いわゆる市役所の西側駐車場があります。 そこから上を、別府公園文化ゾーンと称しておりますが、そこのエリアを 予定しております。
- 山本委員 そこに新図書館が建つんですよね。例えばその地下とか、ということはないんですか。
- **社会教育課参事** 駐車場はそのエリアの中です。地下という想定はしておりません。来年度 の業者選定の段階で、業者さんからの提案によるものになります。
- 福島委員 別府公園とつながるんでしょ。別府公園の入り口は、市役所の前と、ビーコンの下の角ですよね。あそこがつながるようにしたらいいですね。玄関

は玄関であって、こちらはこちらで玄関になると一体化にならないんですよね。だからプロムナードがあるとかアーチがあるとか、そうすると別府公園とつながるんです。

- **教育部長** この概要版には載っていませんけど、本編のほうには、緑のネットワーク と導線を考えたネットワークというふうに謳っていますので、当然導線が 切れないように、今委員さんにおっしゃっていただいたように、別府公園 と図書館がしっかりつながるように考えていかないといけないと考えて おります。
- 福島委員 キャッチフレーズがあるじゃないですか。「来てよし住んでよし」のキャッチフレーズの下に都市計画をやっているわけです。だから、それがつながるように、都市計画の中でいっているんですけど、こちら側もつなげたいという気持ちがないとつながりませんから、ぜひお願いします。
- 山本委員 最初の話で、公民連携のところなんですけど、ちょっと具体的なイメージ が湧かないというか。視察に行った武雄市の図書館が思い浮かぶんですけ ど、ああいう感じをイメージされているのか、更に上をいくようなものを イメージされているのか、どういうような形の公民連携を図っていくのか お聞かせください。
- 社会教育課参事 上というか、全く別と思っていただいたほうが分かりやすいと思います。 まず図書館部分に関しては、きちんと行政側が直接マネジメントするということで、武雄市の図書館とはそこの部分が全く異なります。ただし、そこに入るカフェですとかレストランですとか、他の機能に関しては、民間事業者が携わるほうが、もっと効果的にその運営力を発揮できるかもしれないということで、図書館とそれらの他の機能というのがあるとすると、そこを繋ぐマネジメント組織というものを公民連携でというふうに考えております。ですので、なかなかイメージしづらいのは、おそらくこういった形式で公共施設を運営している事例というのがあまりないということが現実的にはあると思います。
- 山本委員 その民間の部分では、今カフェとかレストランとかが話に出ましたけど、 そういうものは民間として想定されていると。設計段階から入っていると いうことですか。
- **教育部長** 詳細は、先程言いましたように令和2年度で運営計画を作りますので、その中でどういった形の業者を選定、募集するかということが決まっていくと思うんですけど、多分、委員が今おっしゃったように、行政は行政でこれから決めていくとして、例えばカフェ等を民間企業が担うとする、その間を繋ぐ公民連携組織がいかなるものなのかということだと思うんですけど、先程の例で言うと、武雄市はツタヤが指定管理で入っていますけど、これは一企業ということなので、そういう意味ではそういう公民連携の組織ではないと思っています。従って、やっぱりパブリックマインドを持っ

た民間企業と、民間マインドを持った行政のセクターの要素を併せ持つような、ということになるんですけど、これまでの発想からいくと、いわゆる第三セクターであったり一般財団法人だったりすると思うんですけど、その辺はまだ決まっていません。どういう形の公民連携、組織、資本関係でそういうのができあがるのか、その辺も次年度において詳細な運営計画を立てていこうと考えております。

- 山本委員 そうすると結構複数の企業が入ってくると。
- **教育部長** そうですね、今回全体企画の中に、収益も上げられるような民間に、分かりやすく言えばお貸しするスペースというものをある程度用意しますので、そこに民間企業が入ってくるというイメージがあります。そこをどうやってリースしていくかということも、また詳細を決めていくことになります。
- 山本委員 割合でいくと、どのくらいの割合が公的な図書館で、どのくらいが民間が 入ってくるようになるんですか。
- **教育部長** 大体、大雑把にいって民間に貸し出すという部分がイメージ的には2割から3割ぐらいになると考えております。やっぱり主体は図書館になりますので。ただ、その両者の共有スペースというのが当然あって、エントランスホールもそうですし、例えば多目的スペースであれば、それを図書館と捉えるのか、民間活用するスペースと捉えるのか、非常に決めにくいところでですね、割合についてはそういう意味では動きがあると思います。
- 山本委員 オープンプラットフォーム会議の中で意見として聞いたときに、やはり基本的な図書館の機能を望む声というものも結構あったのかなと思うんですけど、「将来的には30万冊程度収蔵可能な」と書いてありますけど、この30万冊というのは、図書館の基本的なレベルとして、どのくらいのレベルになるのかなというのがちょっと分からないので、現状どのくらいの蔵書があって、新しくなったときにそれがどのくらいリニューアルされて図書館の機能のアップが望めるのか、その辺はどうなっていますか。
- 社会教育課参事 現状の図書館が約22万冊、開架が約10万冊程度です。今回、概要版には書いておりませんが、本編の中で約15万冊程度を開架したいと書いておりまして、今の図書館の約1.5倍が利用者の方の目に触れる形になります。参考までに申し上げると、武雄市の図書館が約24万冊蔵書しております。そして、同じくらいの人口規模である都城市、これが一昨年度の4月にオープンしておりますが、ここが約30万冊、開架が14万冊というくらいですので、都城市の図書館と大体同じ規模と考えていただければよろしいかと思います。
- **寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございます ので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項(4)

- **寺岡教育長** 次に報告第6号 令和2年第1回市議会定例会について、報告をお願いい たします。
 - ※ 各担当課長より予算決算特別委員会、議案質疑及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。
- **寺岡教育長** ただいま各課長より説明がございました。教育委員の皆様、何かございま すでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでござ いますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他(1)

【概要】 ※令和2年4月定例教育委員会の開催日程について、令和2年4月27日 (月) 17:00より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和2年3月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上 作成しています。